

南部町条例第18号

南部町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

南部町長

岡山清孝

南部町議会委員会条例の一部を改正する条例

南部町議会委員会条例（平成16年南部町条例第189号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開会の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか委員長が特に必要と認める場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。